た数値をいう。）が1.00以下の市町村が過大規模校（市町村立の小学校のうち、当該年度の５月１日現在においてその学級（特殊学級を含む。）の数が31以上（児童急増市町村の設置する小学校にあつては25以上。以下この号において同じ。）のもの又は同日から２年を経過した日（当該年度の５月２日以降住宅の建設等に伴い新たに学級数が増加することが見込まれる場合にあつては当該年度の４月１日から起算して５年を経過した日）までにその学級の数が31以上となることが見込まれるものをいう。）の分離等に必要な学校用地取得のため発行を許可された義務教育施設整備事業債（公害防止事業債、昭和61年度、昭和62年度、平成２年度及び平成４年度から平成10年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、財源対策債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債及びAAにおいて別表第三の十三に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係る地方債を除く。）の当該年度における元利償還金（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

AW　前年度以前の年度におけるAAに規定する年次支払額で過大又は過少に係るものとして総務大臣が通知した額（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

第十二条第六項の表市町村の項第十号算式中「79,400円」を「78,900円」に改め、同号算式の符号中「$C_{11}=0.0368$」を「$C_{11}=0.0361$」に、「$C_{12}=0.0364$」を「$C_{12}=0.0356$」に、「$C_{13}=0.0368$」を「$C_{13}=0.0364$」に、「$C_{14}=0.0356$」を「$C_{14}=0.0352$」に、「$C_{15}=0.0349$」を「$C_{15}=0.0345$」に、「$C_{16}=0.0367$」を「$C_{16}=0.0362$」に改め、同号算式の符号C_{17}中「0.0209」を「0.0207」に、「0.0404」を「0.0398」に改め、同号算式の符号C_{18}中「0.0227」を「0.0224」に、「0.0403」を「0.0397」に改め、同号算式の符号C_{19}ア中「0.0072」を「0.0219」に改め、同号算式の符号C_{19}イ中「0.0072」を「0.0403」に改め、同号算式の符号中「$E_6=0.0158$」を「$E_6=0.0156$」に、「$E_7=0.0153$」を「$E_7=0.0152$」に、「$E_8=0.0208$」を「$E_8=0.0207$」に、「$E_9=0.0199$」を「$E_9=0.0198$」に、「$E_{10}=0.0195$」を「$E_{10}=0.0194$」に、「$E_{11}=0.0272$」を「$E_{11}=0.0270$」に、「$E_{12}=0.0247$」を「$E_{12}=0.0245$」に、「$E_{13}=0.0295$」を「$E_{13}=0.0293$」に、「$E_{14}=0.0261$」を「$E_{14}=0.0259$」に、「$E_{15}=0.0349$」を「$E_{15}=0.0345$」に、「$E_{16}=0.0367$」を「$E_{16}=0.0362$」に改め、同号算式の符号E_{17}中「0.0209」を「0.0207」に、「0.0404」を「0.0398」に改め、同号算式の符号E_{18}中「0.0227」を「0.0224」に、「0.0403」を「0.0397」に改め、同号算式の符号E_{19}ア中「0.0072」を「0.0219」に、同号算式の符号E_{19}イ中「0.0072」を「0.0403」に改める。

第十二条第六項の表市町村の項第十一号算式中「5,300円」を「5,200円」に改め、同号算式の符号中「$C_{11}=0.046$」を「$C_{11}=0.045$」に、「$C_{12}=0.046$」を「$C_{12}=0.045$」に改める。

第十二条第六項の表市町村の項第十二号算式中「$\sum_{n=18}^{21}$」を「$\sum_{n=18}^{22}$」に、「17,400円」を「18,800円」に改め、同号算式の符号C_{18}ア中「0.0570」を「0.0560」に改め、同号算式の符号C_{18}イ中「0.1010」を「0.0990」に改め、同号算式の符号C_{19}ア中「0.0180」を「0.0550」に、同号算式の符号C_{19}イ中「0.0180」を「0.1010」に改め、同号算式の符号C_{21}の次に次のように加える。

C_{22}	ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.0130
	イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0130

第十二条第六項の表市町村の項第十二号算式の符号E_{18}中「0.0570」を「0.0560」に、「0.1010」を「0.0990」に改め、同号算式の符号E_{19}ア中「0.0180」を「0.0550」に改め、同号算式の符号E_{19}イ中「0.0180」を「0.1010」に改め、同号算式の符号E_{21}の次に次のように加える。

E_{22}	ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.0130
	イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0130

第十二条第六項の表市町村の項第十三号算式中「$\sum_{n=18}^{21}$」を「$\sum_{n=18}^{22}$」に、「68,700円」を「70,800円」に改め、同号算式の符号C_{18}ア中「0.0570」を「0.0560」に改め、同号算式の符号C_{18}イ中「0.1010」を「0.0990」に改め、同号算式の符号C_{19}ア中「0.0180」を「0.0550」に改め、同号算式の符号C_{19}イ中「0.0180」を「0.1010」に改め、同号算式の符号C_{21}の次に次のように加える。

C_{22}	ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.0130
	イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0130

第十二条第六項の表市町村の項第十四号算式中「$\sum_{n=14}^{21}$」を「$\sum_{n=14}^{22}$」に、「5,810円」を「5,440円」に改め、同号算式の符号P_{18}中「0.0423」を「0.0422」に、「0.0472」を「0.0470」に改め、同号算式の符号P_{19}ア中「0.0082」を「0.0431」に改め、同号算式の符号P_{19}イ中「0.0082」を「0.0467」に改め、同号算式の符号P_{21}の次に次のように加える。

P_{22}	ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.0061
	イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0061

第十二条第六項の表市町村の項第十四号算式の符号R_{18}中「0.0254」を「0.0253」に、「0.0283」を「0.0282」に改め、同号算式の符号R_{19}ア中「0.0049」を「0.0258」に改め、同号算式の符号R_{19}イ中「0.0049」を「0.0280」に改め、同号算式の符号R_{21}の次に次のように加える。

R_{22}	ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.0037
	イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0037

第十二条第六項の表市町村の項第十五号算式を次のように改める。

算式

$$\frac{\begin{array}{l}B\times0.35+C\times0.35+D\times0.35+E\times0.45+F\times0.45+G\times0.45\\ +H\times0.30+I\times0.30+J\times0.30+\sum_{n=13}^{22}(K_n\times L_n)+\sum_{n=11}^{22}(M_n\\ \times N_n)+\sum_{n=14}^{22}(O_n\times P_n)+\sum_{n=14}^{22}(Q_n\times R_n)+\sum_{n=13}^{22}(S_n\times\\ T_n)+\sum_{n=5}^{13}(U_n\times V_n)\times\frac{\alpha}{0.30}+\sum_{n=14}^{20}(W_n\times X_n)+\sum_{n=8}^{20}\\ (Y_n\times Z_n)+\sum_{n=5}^{13}(AA_n\times AB_n)+\sum_{n=5}^{13}(AC_n\times AD_n)\times\\ 90{,}700円\times A\end{array}}{\frac{\alpha}{0.30}+\sum_{n=14}^{20}(AE_n\times AF_n)+\sum_{n=5}^{13}(AG_n\times AH_n)+\sum_{n=8}^{20}}$$